

被扶養者の申請手続きに必要な書類

区分 必要な書類	同居をしなくてもよい							同居が条件				備考
	配偶者	子		父母	兄弟・孫		兄弟	義父母	甥・姪		叔父・叔母・伯父・伯母	
		18歳未満	18歳以上		18歳未満	18歳以上			18歳未満	18歳以上		
被扶養者(異動)届	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
現況届	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	
世帯全員の住民票				●	●	●	●	●	●	●	●	世帯主・続柄記載のもの
市区町村発行の所得証明者	○		○	○		○	○	○		○	○	収入がない場合
給与明細書(写)(直近3ヶ月)	○		○	○		○	○	○		○	○	給与収入がある場合
在学証明書	○		○			○	○			○		学生の場合
退職日記載の源泉徴収票	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	退職した場合 (雇用保険未加入)
雇用保険被保険者資格喪失確認通知書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	〃 (雇用保険加入・離職票発行なし)
離職票1・2(提示)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	〃 (雇用保険加入・離職票発行あり)
終了日の入った雇用保険受給資格者証(両面の写)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	雇用保険の受給期間が完了した場合
受給期間延長通知書(写)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	雇用保険の受給期間を延長する場合
年金改訂通知書(写)または年金振込通知書(写)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	年金収入がある場合
送金証明書(写)(直近3ヶ月)		○	○	○	○	○						別居の場合(子の就学、単身赴任を除く)

●：申請するときに必ず必要な書類

○：被扶養者とする理由によっては必要になる書類

※健康保険組合が必要と認めた場合、このほかの書類でも提出をお願いすることもあります。

※平成28年10月1日から、兄弟の同居要件は撤廃されました。